

保護者の皆様

広島市立中山小学校
校長 岡崎 貴弘**令和6年度 中山小学校 非常変災時の登下校マニュアル ※下線部:令和5年度からの変更点**

非常変災時の登下校について児童の安全を確保するため、次のとおり実施します。なお、臨時休校にしない場合においても、場所によっては児童の登校に危険な場合がありますので、各家庭で安全について確認し、登校について判断するようお願いします。

1 登校時に台風による危険が予想される場合

発表の内容	状 況	対 応
○ 台風の接近が予測される日に、広島市域に暴風警報が発表されている場合。 ※ なお、台風が通過した後であっても警報が解除されない場合は、強風等による危険があることから、同様の対応とする。	○ 午前7時の時点で暴風警報が解除されていない場合。 ○ 午前7時の時点で暴風警報が解除されている場合。	○ 臨時休校とする。 ※ メール配信、ホームページ掲載 ○ 自宅待機し、学校からの連絡により対応する。 ※ メール配信、ホームページ掲載

2 登校時に大雨等(台風を除く)による危険が予想される場合

発表の内容	状 況	対 応
○ 大雨警報、洪水警報のいずれかが東区に発表されている場合。	○ 午前7時の時点で警報が発表されている。	○ 自宅待機し、学校からの連絡により対応する。 ※ メール配信、ホームページ掲載

3 「震度5弱」以上の地震が発生した場合または「長周期地震動階級3」以上が観測された場合

- (1) 17時から24時までに発生した場合には、翌日を臨時休校とする。
- (2) 0時から8時25分までに発生した場合は、当日を臨時休校とする。
- (3) 「登校中に地震が発生し学校に登校した場合」、「在校中に発生した場合」、「下校中に地震が発生し学校に戻ってきた場合」は、保護者が引き取りに来るまで、児童を学校に待機させる。

4 特別警報が広島市内の一つの区に発表された場合

3の「震度5弱」以上の地震発生時と同じ対応とする。

5 「避難指示」が学区に出されている場合について

午前6時の時点で小学校区に「避難指示」が出されている場合は、臨時休校とする。

6 自宅待機後の登校について

登校は、学校からの連絡を受けてから始めさせてください。隣近所で誘い合わせての集団登校や保護者の引率をお願いします。

7 登校後、天候の急変や突発的な事件等による危険が生じた場合 ※右表「非常変災時の下校について」参照

学校で状況を判断して児童の下校について対応を決定します。メール配信・ホームページ掲載で保護者の皆様にお知らせします。

- (1) 下校時刻を変更することがあります。家の鍵、保護者の所在等について家族で確認をしておいてください。
- (2) 場合によっては、保護者の方のお迎えをお願いすることもあります。ご協力をお願いします。

8 弾道ミサイル発射時の対応について

別紙「令和6年度 弾道ミサイル発射時の対応について」にもとづいた対応となります。

9 その他

- (1) 非常時にはメール等の連絡が不可能になることがあります。その際は、このマニュアル「令和5年度 中山小学校 非常時の登下校マニュアル」に沿って各家庭でご判断いただくことになります。また、非常時は様々な対応が必要となるため、学校への電話は緊急の場合を除き控えていただきますようお願いいたします。
- (2) やむを得ず給食を中止する場合がありますが、その際の給食費の払い戻しはありませんのでご了承ください。

非常変災時の下校について

下校方法	内容	基準
全員保護者迎え	・保護者へ確認メールを配信し、引き取り者へ引き渡し ※「児童引き渡しカード」で引き取り者の確認 ※引き取り者とは、「児童引き渡しカード」に登録されている者 ※引き取り者が来校するまで、児童は学校で待機 ・引き渡し場所(待機場所) - 教室、図書室、体育館 ※引き渡し場所は、メール等でお知らせします。	・特別警報 ・地震 ・不審者 など ※児童だけでの下校が著しく危険な場合
一斉下校 +保護者迎え	・保護者へ確認メールを配信し、確認ができた児童は下校 ・確認ができない児童は学校で待機し、その後、引き取り者へ引き渡し ※「児童引き渡しカード」で引き取り者の確認 ※引き取り者とは、「児童引き渡しカード」に登録されている者 ※引き取り者が来校するまで、児童は学校で待機 ・引き渡し場所(待機場所) - 教室、図書室、体育館 ※引き渡し場所は、メール等でお知らせします。 ・放課後児童クラブの児童は保護者及び放課後児童クラブと確認して対応する。	・登校後に警報が発令されるなど天候が急変した場合 ・インフルエンザや新型コロナウイルスなど感染拡大が危惧される場合 など
学年別下校	・各学年が同一時刻に教室を出る	

※下校方法については状況に応じて校長が判断する。

※児童登校後、非常変災によりすべての通信手段が使用できなくなった場合は、引き取り者が来校するまで児童を学校に待機させる。